

平成25年2月28日

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、平成25年2月18日から平成25年2月24日までに関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は71件、うち重大事故等として通知された事案は26件でした。

概要について、以下のとおり公表します。

1. 消費者事故等として通知された事案（71件）
 - (1) 関係行政機関より60件（食品－17件、製品－39件、運輸－2件、その他－2件）
 - (2) 地方公共団体等より11件（食品－1件、製品－9件、役務－1件）
 - (3) 消費者安全調査委員会（消費者庁）より0件

 2. 重大事故等として通知された事案（26件）
 - (1) 関係行政機関（25件）
 - 経済産業省に報告のあった製品事故情報（1件）
 - 国土交通省に報告のあった運輸事故情報（2件）
 - 総務省消防庁に報告のあった製品事故情報（22件）

 - (2) 地方公共団体等（1件）
 - 役務による事故情報（1件）
- 注：（1）及び（2）の事案については、被害拡大のおそれがあり得ると考えられることから、通知元等に対して対応状況を確認し、その結果を踏まえ、今後の対応を検討する予定。
- (3) 消費者安全調査委員会（消費者庁）（0件）

別紙

■地方公共団体等からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生 都道府県	備考
130220-009	平成24年10月19日	平成25年2月20日	住宅施工サービス(フロー リング剥離)	重症2名	住宅のフローリングのコーティングを剥離する作業 をした際、施工業者が剥離剤を使用したところ、住民 2名が化学物質過敏症等の重症。	東京都	